

鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市における農作物等を野生鳥獣の被害から守り、農畜産業の振興、発展、経営の安定等を図るために実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市内の農地等において、野生鳥獣による農作物等被害を防ぐために実施する事業
- (2) 本市内の農地において、現にイノシシによる農業被害が発生し、かながわ鳥獣被害対策支援センターの調査に基づき、農地等への侵入、農作物等被害を防止するために本市内農地等に防護柵等を設置する事業

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、本市内に法人所在地を有する農業協同組合とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業の補助対象経費は、野生鳥獣による農作物等被害を防ぐために本市内の農場等において使用する鳥獣被害防護器具等の購入に要した経費とする。ただし、鳥獣を捕獲するために使用する器具等は除く。
- (2) 第2条第2号に掲げる事業の補助対象経費は、電気柵、ワイヤーメッシュ等の物理柵の購入及び設置に要する経費及びこれらに併用して使用する鳥獣被害防護器具等の購入に要する経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、次の各号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる事業の補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、事業を行う農業者1人につき30,000円を限度とする。

(2) 第2条第2号に掲げる事業の補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、事業を行う農業者1人につき100,000円を限度とする。

2 規則第4条に規定する交付申請をするに当たっては、いずれの補助金も同一年度内に事業を行う農業者1人につき1回までとする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えて事業完了の日又は補助金等の交付決定にかかる会計年度が終了した日から30日以内に提出しなければならない。

(1) 収支精算書及び収支を証する書類

(2) 事業実績書

(3) その他市長が認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。